

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人畠山仁市郎の上告趣意について。

所論は、いずれも刑訴法四〇五条所定の上告理由に該当しないし、本件について同四一一条を適用すべき事由も認められないから、同四一四条、三八六条一項三号を適用し、裁判官全員一致の意見により、主文のとおり決定する。

昭和二五年一二月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎